

平成22年柴田町議会第4回臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福 祉 課 長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	佐藤富男君
地域再生対策監	長谷川敏君
税収納対策監	武山昭彦君
公共施設管理監	小野宏一君

教育委員会部局

教育長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課班長(補佐)	佐藤すみ子君

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎守
主査	太田健博

議事日程 (第1号)

平成22年11月29日(月曜日) 午前10時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について  
(平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事(建築工事)(繰越明許)請負変更契約について)
- 第4 議案第1号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第5 議案第2号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成22年柴田町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において15番加藤克明君、16番大沼惇義君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

（平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）

（繰越明許）請負変更契約について）

○議長（我妻弘国君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、報告第1号、専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

本工事につきましては、平成22年第3回定例会で変更契約の議決をいただいて工事を進めてまいりましたが、工事内容の一部に変更が生じたため、増額の変更を行ったものでございます。

主な変更内容は、校舎の間にあります中庭の復旧方法の変更、仮設建物のリース期間の延長による変更であります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものでございます。

詳細については、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それでは、ただいま議題となりました報告第1号、専決処分の報告について、報告理由の詳細説明を申し上げます。

初めに、お配りしておりますA3の図面、平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）をごらんいただきたいと思っております。

船岡中学校校舎耐震補強等工事は、平成22年第1回柴田町定例会において契約議決をいただき、平成22年第3回柴田町定例会で請負変更契約の議決をいただいて工事を進めてまいりました。今回の主な変更概要についてご説明いたします。

まず、仮設建物についてですが、図面の①の場所に仮設職員室を設置いたしました。当初、リース期間を6月から9月までの120日間で計画しておりましたが、職員室として利用した後保健室として利用する必要が生じたため、10月まで1カ月間の延長を行いました。金額的には約10万円の増額となっております。

次に、図面の②の場所になりますが、外部キュービクル周囲のフェンスが老朽化し腐食しており、高さも1.2メートルと、生徒が乗り越えられる高さであったため、安全性を考えて撤去し、新たに1.8メートルのフェンスを設置したものでございます。金額は約30万円の増額となります。

続きまして、トイレ関係になりますが、図面の③がトイレの位置となっております。出入口の扉の傷みが激しいことから、扉の交換、塗装を16カ所と、新たに天井の点検口を4カ所

追加いたしました。金額は約80万円となります。

最後に、中庭花壇の撤去及び整地については、図面の④の位置になりますが、当初、体育館の北側に駐輪場を考えておりましたが、プールのあった場所に職員用の駐車場を設置することから、自動車と自転車が交差するため、生徒の安全性を考慮し、駐輪場を中庭に整備するよう変更いたしました。そのための花壇の撤去、整備で、費用は約50万円となります。

以上により、170万5,200円の増額、変更を行ったものでございます。

それでは、報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

本日付で町長名になってございます。

次に、3ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

平成22年9月9日議決の平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年11月5日付で専決処分をしております。

契約の金額ですが、変更前が2億2,119万900円、変更額が170万5,200円の増になります。変更後でございますが、2億2,289万6,100円という内容でございます。

以上、報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4 議案第1号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第1号、柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号、柴田町職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成22年8月に出された国の人事院勧告及び平成22年10月の宮城県人事委員会勧告を踏まえ、職員の月例給及び期末・勤勉手当の年間支給月数の引き下げについて改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、詳細の説明をさせていただきたいと思います。議案書1ページになります。1ページをごらん願いたいというふうに思います。

議案第1号でございます。柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するというので、平成22年11月29日、本日付の町長名というふうになってございます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、本年の8月10日、国の人事院勧告を受けまして、平成21年度もでしたが、平成21年度に引き続きまして平成22年度についても民間給与との較差是正を行うため、人事院勧告に基づく内容で改正するというのでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第1条、柴田町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、この条例につきましては、平成22年度における期末・勤勉手当の削減のための条例の一部改正というふうにご理解願ひたいと思ひます。22年度分ということでお願ひしたいと思ひます。

また、第5条初任給、昇格、昇給等の基準でございますが、これは人事院勧告等にかかわるものではございません。文言の整理をこの機会に行うということでございますので、そういった意味合いでお聞ひ願ひたいと思ひます。第5条第7項の改正につきましては、今回の人事院勧告にかかわる改正ではございません。文言をわかりやすく整理したものでございます。

職員の昇給につきましては、毎年1月1日で昇給となっております。昇給につきましては、平成18年度以降、全員に4号俸の昇給というふうになってございますが、本条項において職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度以降から、その職員の昇給はほかの職員、4号俸上がっていますけれども、その半分、2号俸の昇給とするということでございます。改正前もそのように運用してございましたが、旧条項ではその表現が明確になされていないというようなことから、条文の改正を行い、わかりやすく表現するものでございます。内容

については変更ございませんので、よろしくお願ひしたいということでございます。

それでは、本題に入ります。第18条期末手当第2項であります。6月分は既に支給していただきますので、ここでの改正は行いません。次のときに改正します。次のときというのは、第2項で改正になります、今回の。12月支給分、100分の150、いわゆる1.5月分でございます、を100分の135、1.35月分というふうになります。支給するものでございます。このことによりまして、期末手当の年間支給割合が2.75月分から2.60月分というふうになりまして、支給割合が0.15月分削減されるというふうになります。

次ページをお願いしたいと思います。次ページになりますが、同条第3項は再任用職員の期末手当の割合の改正でございます。現在、再任用職員は採用しておりませんが、ここで改正しておくということでございます。100分の135、1.35月分支給してございますが、あるのは100分の80ということで、0.85月分とします。職員との読みかえ規定ということになります。このことによりまして、再任用職員の年間支給割合が従来の1.5月分から1.45月分となりまして、0.05月分削減されるというふうになります。読みかえ規定ということでご理解願ひたいと思います。

次に、第19条でございます。勤勉手当、第2項第1号でございますが、100分の70、これも0.7月分を100分の65、0.65月分といたしまして、勤勉手当の年間支給割合を1.4月分から1.35月分といたしまして、0.05月分削減するものでございます。このことによりまして、年間の期末・勤勉手当支給割合は4.15月分が3.95月分となりまして、今回0.2月分削減されると、ボーナスは0.2月分全体で削減されますということで、これにつきましては新聞その他で議員皆様ご承知のとおり、昭和30年代から初めて4月分を割り込むというようなことになってございます。

今度は、同条同項第2号では、再任用職員の勤勉手当割合を100分の35、0.35月分から100分の30ということで0.3月分といたしまして、0.05月分削減するということになります。このことにより、再任用職員の年間期末・勤勉手当支給割合は現在1.75月分でございますが、1.65月分となりまして、0.1月分削減されるということでご理解願ひたいと思います。

一番下の別表でございます。別表第1、別記1でございますが、3ページから8ページまでに別表を載せてございます。これは給料表の改正後と改正前でございます。ゴシックでアンダーライン部分が改正箇所となります。おおよそ200円から500円の削減となり、平均改定率0.1%の削減というふうになります。その際、中高年層ということで、40歳代以上が受ける俸給月額に限定して引き下げるものであります。ですから、ゴシックでアンダーラインを引い

である部分については、40歳代以上の職員の号俸というふうにご理解していただきたいと思  
います。

次に、9ページになりますが、ここではさきに第1条で期末・勤勉手当の年間支給率を3.95  
月分と定めましたので、これを今度は23年度における期末・勤勉手当の6月支給分、それか  
ら12月分の支給割合を、これは人事院勧告で示してございますので、その規定に基づき割り  
振りするというご理解願いたいと思います。

改正後でご説明させていただきたいと思います。第18条期末手当第2項期末手当の額でござ  
います。これは6月に支給する割合においては100分の122.5、細かいんですけども、1.225  
月分というふうにします。それから、12月に支給する場合においては100分の137.5、1.375月  
分と定めまして、年間支給を100分の260、いわゆる2.6月分というふうに合わせて。6月と  
12月の支給割合をここで分けるということでご理解願いたいと思います。

同条第3項でございますが、これも再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項  
中100分の122.5とあるのは100分の65、それから100分の137.5とあるのは100分の80といたし  
まして、再任用職員に対する職員との読みかえ規定というふうにご理解願いたいと思いま  
す。

第19条、今度は勤勉手当、第2項第1号、前項の職員のうち、中間省略します、下から2行  
目になりますが、100分の67.5を乗じて得た額の総額、すなわち6月、12月支給分とも100分  
の67.5、いわゆる0.675月分を支給しますということでございます。それで年間100分の135、  
1.35月分というふうにするものでございます。

次のページの同条同項第2号、前項の職員のうち、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100  
分の32.5を乗じて得た額の総額と、すなわち再任用職員につきましても6月、12月ともに  
0.325月分が支給され、勤勉手当の年間支給を0.65月分とするものでございます。

次に、同じ10ページの第3条になります。柴田町職員の給与に関する条例の一部を次のよう  
に改正するというごことで、附則の平成18年条例第6号の第7条給料の切替えに伴う経過措置  
として、平成18年度からの給与構造改革の実施によりまして、不利益をこうむる職員に対し  
て新給料表が現給保障額に達するまでの間、経過措置により現給保障を行っております。そ  
の現給保障分も削減するというものでございます。前年度におきましても、100分の99.76を  
乗じて得た額を支給し、今年度は100分の99.59を乗じて得た額を支給するものであります。  
このことによりまして、前年度でおおよそ0.24%の削減と改定率がなっておりまして、金額に  
しますと月約800円から1,000円の減額。これは前年度ですね。今年度、今回は0.17%の減額

ということで、おおよそ500円から800円の給料の減額というようになります。

附則でございます。この条例は、平成22年12月1日から施行する分となりますが、ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するというふうになります。

最後に、その他でちょっとご説明があります。その他といたしまして、人事院勧告では、そのほかに当分の間、55歳を超える職員で行政職給料表6級相当以上の職員の俸給月額を支給を1.5削減するというふうに勧告されております。本町では、この勧告につきましては当分の間見送るということにいたしました。また、隣接町村につきましても、市を除く仙南7町についても当分の間見送るということで、議会のほうには上程しないということでございます。

理由でございます。理由につきましては、今現在5級職の管理職、公民館の館長さん等々がおりますが、その方はこれを適用になりませんので、1.5削減されません。ただ、ここに並んでおります6級、課長等、専門監等については55歳以上で6級もらっている職員はカットになります。そうしますと、給与の逆転が生じます。今でも若干逆転しているところはあります。若い課長等は、今言ったセンター長とかよりも低い給料でここに出ています。そういった分がもっと広がるということになりますので、逆転が生じるということがありまして、これは隣接の総務課長等の話の中で、やっぱり逆転はまずいだろうということもありましたが、まずそれが一つ。

それから、55歳以上の職員は既に昇給が延伸されていること、今ご説明したように、延伸されております。あと管理職手当は従来から全額支給はされてございません。財政再建後、平成22年度から初めて管理職手当が全額支給されているということの考え方。それから、財政再建時におきまして、管理職手当はもちろん役職についても削減され、5%の給料カットを含めると、年間支給額で平均1人大体70万円から80万円の減額ということで、2年間続いていたということ。

それから、最後でございますが、民間との格差ということでございます。民間が55歳以上になると、給料下がります。それはなぜかという、役職を外れても給料を下げているというような今の現状です。ただ、私どもは60歳定年ということで、60歳まではこの役職の中で定年までしっかりと仕事をさせていただいているということがありまして、この辺については人事院勧告でも触れていないところなんです。本来であれば、私どもも65歳定年、将来的にはですね、そうすると60歳から給料を下げ65歳まで定年と、やっぱりそういった一体的な整備をするべきだというふうに私も考えておりまして、そういったことを人事院勧告で

触れておりませんということもありまして、今回は当分の間見送るというふうにさせていただいておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 幾つか伺いたいんですが、1点目は今回の条例改正によって平均的な給与の年間の削減額が幾らになるかと。人事院勧告どおりですと、国家公務員の年間の給与は平均で9万4,000円ぐらい減になるんですが、柴田町ではどれぐらいの減になるのかということ。

それから、ラスパイレス指数の変動というのはどうなりますかということ。

それから、ちょっと今回人事院勧告の問題について少し掘り下げてみたんですが、その法的な根拠についてちょっと根本的なところを伺いたいんですが、人事院勧告の問題について法的拘束力がどのようになっているのかということで、私ちょっと調べてみたんですが、なかなか見つからずに、今回政府から出てきた閣議決定と、それに伴う総務省からの通知という文章を手に入れたんですが、その中に人事院勧告の実施に当たっての云々の話が出てくる中に、その実施に当たっての通知については地方公務員法第59条技術的助言及び地方自治法第245条の4技術的な助言に基づくものだというふうなものが出てきたんですが、この技術的助言というのをどういうふうにとられるか。技術的助言はこの法の条文を見ると、これ必ずやらなくちゃならないとか云々という話ではなくて、国やそれから都道府県の人事委員会が勧告やその他資料の提供をすることができるということだけになっているんですが、ただ、これまでの私が議員になってからのことを考えてみても、人事院勧告が出されるとほぼ自動的に町としての議案として出てくるもので、その辺の根拠をどのように考えているか、伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、1点目の平均給与、国のほうでは9万幾らということの削減額ということでございますが、期末・勤勉手当すべて入れますと、柴田町の場合はおおよそ7万5,000円ぐらいの削減額というふうに試算してございます。

それから、ラスパイレス指数の変動でございますが、今現在94でラスパイレスがあります。仙南でも大体中間のところです。それから、県内でも大体中間よりもちょっと上のほうになってございます。

今回の人事院勧告を実施したことにより、ラスパイレス指数がどのぐらいになるかというの

は、これは試算してみないと、ちょっとまだ試算してはございません。今年度だと、来年、今22年度の分の試算しているんですけれども、その分について今やっているところで、今回の改正部分についてはもう一度試算し直さなければならないというふうには思いますけれども、これはほとんど給料表については県内大体一律に、川崎のことはありますけれども、やりますので、ほとんど同じような形で94前後になるというふうには私は考えてございます。

それから、法的拘束力ということでございます。実際にこれにつきましては、法的拘束力はないというふうになってございますが、実際、今までの私の経験上、やっぱり国のほうから、今6級制をとっていますけれども、国は10級制ですから、柴田町的な人口規模で7級制にしたり8級制にしたり、そういったことを単独で、地方の時代とはいえ、そういうことを勝手にやりますと、やっぱり交付税に絡んでくるのかなというふうに思います。

あと、勝手に役職の手当とかほかの手当をどんどん柴田町単独でつけていった場合については、それは国のほうからペナルティーというか——があるというふうに、ただ、今はこういった経済状況の中で、柴田町ほかの町村は過度な給与のアップとかなんか全然してございません。そういった形で国のほうも、今回の場合については、先ほど説明した6級以上の55歳以上については実施しないということでございますが、これについてはペナルティーなしで、ちょっとほかの自治体の組合のほうからの情報なんですけれども、これはペナルティーないですよ。ただ、この給与を単独で6級を7級制にしたりというふうになると、交付税の、そのぐらい柴田町余裕あるのかと、その地方自治体そのぐらい余裕あるのかと、余裕あるなら交付税というふうな話で、前はあったようには聞き及んでいます。ただ、今はそこまではこういった経済状況の中で、くどいですが、地方もそこまではしていませんので、当然削減というような方向に行っていますので、ないというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） これはほかの自治体の議員と議論したときに、ペナルティーがあるんだというふうな話を聞いたんですが、そのペナルティーそのものの法的根拠は見当たらずに、本当にあるのかどうかというのは議論とどまっていたんです。その部分については、ぜひ調べていただきたいのは、私は法律で明文化されたペナルティーというのはないんじゃないかというふうに思っているんです。その辺については、やっぱり自治体の自主性が尊重されるべきだというふうに考えているんですが、そのペナルティーについての法的根拠、もしあったら教えていただきたいなというのと、それから全体的に法的制度以外の部分で、今回の場合は職員という課長さんもかわるので、ぜひこれは町長にお答えいただきたいと思うん

ですが、今課長の答弁にも今現在の経済状況の話なんかされているんですが、今現在の経済状況で給与を下げるということについて影響をどのように考えておられるか。

特に、私この間役場の中でいろいろと歩いていたときに、若い職員から声が出されていて、このまま自治体の職員の給与がどんどん下げられていくような状況が続けば、自分たちがこれから働いていく上でどうなっていくのか不安があるということが若い職員から出されたのを私耳にしたんです。その辺について、自治体の長というだけではなく、職員のトップとしておられる町長がどのようにお考えになっているか伺いたいというのと、それから今回55歳を超える行政職6級相当以上の方についてはしないということですが、それに代って40代以降の職員の方にかかわる部分のさまざまな部分で削減がされるわけで、その部分についての影響、特に私はこの年代から特にかかわってくる、若くないから若い部分と比べて比較的多く金額をもらっているからということではなくて、むしろ例えば子育ての佳境に入って学費がかさむであるとか、あるいは年老いた両親の介護にお金がかかるとか、そういう年代にかかわってくると思うんですが、そういう部分の影響をどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 給与の基準につきましては、柴田町独自で組織を持って柴田町独自の給与を調べてやるのは、これは到底不可能だというのが私の基本的な考えでございます。それだけ人的に余裕もありませんし、柴田町には大企業から零細企業があります。その格差があるものですから、柴田町だけで調べて適正な職員の給与というのはなかなか難しいと私は考えておりますので、やっぱり制度にのったものを遵守していくと。ただ、イレギュラーとして19、20年については職員に自主的にこちらからお願いせざるを得ませんでした。これにつきましては、宮城県も今、柴田町よりおくれることをまたやっておりますけれども、1.8%カットしておりますが、そういうふうにお願ひした経緯はありますけれども、基本的にはやはりこの人事院勧告に沿ってやっていったほうがいいのではないかなというふうに思っております。

若い職員からというのはありました。それは、公務員と民間の仕事の状況を若い職員はちょっと触れていないのかなと。私はいろんなところでいろんな住民と接していると、仕事がないんだと、とにかく何とかしてくれという悲痛な声が私に寄せられております。それは直接的な若者からだけではなくて、親御さんからも何とかありませんかという悲痛な声が聞こえております。また、現場に行つて企業訪問をしますと、8時半から6時過ぎまで寒風吹きさ

らしている中で、石油ストーブ一つで働かざるを得ない環境に柴田町の零細企業はございます。我々、一応8時15分には暖房が入って、5時半まで暖かいところで町民のために仕事をさせていただいているということでございます。また、ボーナスも出ない、給与カットされる、もしかすると企業がつぶれるかもしれないと、そういう中で働いている気持ちをやっぱり我々は思うべきではないかなというふうに思っております。

柴田町独自に下げた時期は大変申しわけなかったと思っておりますが、それ以外の部分についてはやはり人事院勧告ののってやっていったほうが、かえってほかからあらぬ批判を受けないでいいのではないかなというふうに思っております。

職員のほうもトップで大事ですけれども、一番は町民だというふうに私も思っておりますので、今この厳しい経済情勢の中で本当に痛みを持っている人たちの思いを思いやりながら、一生懸命与えられた環境の中で、給与の中でやっていくのが今の公務員の置かれている立場ではないかなというふうに感じているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問。

○7番（広沢 真君） この場合、マスコミなどがよく使いますが、民間と公務員間の待遇の差というのを対立に使うべきではないと私は考えるんです。というのは、私調べたデータによりますと、人事院勧告が引き下げを勧告するようになって12年間、1998年から12年間で、公務員の給料平均で70万9,000円引き下げられています。多少データに1年のずれはあるんですが、ちなみに民間の給料というのは前年の1997年から2009年までの間に12年間で61万円下がっているということで、民間だけが一方的に下がっているのではなく、どっちも競争するような形でどんどん下がっていったら、減少というふうになれば、要するに賃下げの悪循環に陥っているのが現状だというふうに思うんです。

その中で考えなくてはならないのは、民間が大変だから公務員も我慢しなくちゃならないということではなくて、民間は大変なのはそのとおりで、国際的な数字を見ても日本の民間の労働者というのは安い賃金で働かされているんです。当然、アジア地域の中国や発展途上国の中の人件費と比べるべくはないですけども、ただ、それだって過密な労働、過酷な条件で働かされている民間の賃金は引き上げなくてはならないというのは最前提に置いても、さらにその民間の給与の引き下げの原因になっているのがこの公務員の引き下げで、民間が下げれば公務員が下げる、公務員が下げればそれを口実にして民間が下げるというのがこの12年間の現状なんです。その部分について、やはり町としてきちんと認識をしていただくということが必要だと思うんです。

先ほど役場の職員のトップ云々の話をしましたが、そういうことについてやっぱり町長、認識を改めていただく必要があると思うので、そこを伺って私の質疑を終わりにしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁をお願いします。町長。

○町長（滝口 茂君） 認識を改める改めないの問題でなくて、やっぱり町民あつての公務員であります。民間企業の給料を計算した上で、その後に民間に比べて人事院勧告はなされるわけですから、どうしても民間が下がっているのに公務員だけ上げるというような人事院勧告は出ないわけですから、その流れというのは変わってはいないと思います。ただ、人件費をずっと下げていいのかという議論になりますと、これはもっと別な視点から効率性だけを考え、コストだけを考えていけば、最後には弱いところにしわ寄せ、これは私は全体を考えればそうならないようにしなければならぬという気持ちも当然ございます。ですから、この兼ね合いが難しいと。人件費を下げなければ、やっぱり今の中国にかなわないという、そういう現実もあるわけですから、一概に下げることが悪で、必ず民間よりも防波堤になって公務員給料を下げないというようなことにはなかなかいかないのではないかなというふうに私は思っております。

ただ、全体としてコスト競争を続けていけば弱い者に行き、最後は世の中がちょっと変になるという認識だけは持っておりますので、その辺はご理解いただきたいと。町長も両方の面で悩みながらも、そういうときにはやっぱり人事院勧告にきちっと従っていったほうが批判は受けないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

原案反対でよろしいですか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 私は原案反対の立場で討論したいと思います。

ただいま審議されております本議案は、月例給与官民較差マイナス0.19%、マイナス757円のデータに基づき、若年層を除く中高年齢層の月例給与の平均0.1%の引き下げ、柴田町はやらないと言っておられましたが、55歳を超える行政職6級相当以上の職員給与の一律1.5%の減額、一時金の0.2月引き下げなどを内容とする人事院勧告に準ずるものであります。

これによる国家公務員の平均年間給与は9万4,000円減、先ほどご答弁ありました柴田町職

員でも約7万5,000円の大幅な賃金削減となるものであります。

人事院勧告が給与削減の勧告をし始めた1998年から12年間で70万9,000円が引き下げられました。一時金にいたっては、何と1963年の水準にさかのぼる数字となっています。ちなみに、その間の民間の給与は97年の平均467万円から09年の406万円へ、12年間で61万円下がっています。この数字を見ただけでも、民間と公務員の賃下げ競争が際限なく続いている実態が明らかになっています。

その一方で、景気が悪いとしながら資本金10億円以上の大企業だけで内部留保は244兆円、現金預金だけでも52兆円となり、空前の金余り、今大企業は何にお金を使うか悩んでいるところであるそうです。

利益を上げていても不況を口実に、先ほど町長のご答弁にありました町の中小業者や労働者に還元をしない大企業の実態にメスを入れ、公務員が高いか民間が安いのかという議論ではない、今は民間の給料を上げること、そこに力を注ぐことが何よりも必要だと考えています。

また、このような実態に目を向けずに、景気が戻らない時期に賃下げの勧告をする人事院の考え方は甚だ疑問を感じざるを得ません。

今回、勧告の対象となるのは中高年齢層であります。若い人に配慮したといえれば聞こえはいいんですが、中高年齢層がスケープゴートになっていると言わざるを得ません。対象となる方々の家庭を考えると、子育てが佳境に入り、大学進学など子供たちの進学のための費用が大きくなったり、親御さんの介護にも費用がかかってくる年代であります。若い人と比べて、より給料の額が大きいからといって削減できるものではありません。役場の若い職員の皆さんが、自分たちが今後働いて年月を経た後、給与や生活がどうなってしまうのか、そういう将来への不安を抱くのも当然であります。

職員が安心して定年まで働ける、そういう職場をつくる必要があります。そして、そのことがひいては町民に対してのサービスを充実させ、町民にとっても満足のいく行政が確立できる、そのように私は考えます。

政府は、地域主権改革といって地方に主権があるかのようなことを都合のいいときだけ言います。本当に主権があるなら、自治体の給与体系について介入することをやめてほしい。そのことを私は強く言いたいと思います。

先ほどの質疑でもやりとりがありましたが、民間と公務員の賃金較差、これまでも何度も言ってきましたが、町役場は町内で最大クラスの事業所であります。役場の賃金の状況は、地域の民間企業の目安にもなります。ですから、民間が今現在低くても、役場が下げればさら

に給与を下げる、そういう結果につながっています。公務員と民間が対立するように、お互いの足を引っ張り合っただけで際限のない給与削減競争をやることからいち早く柴田町が抜け出すことを求めます。

私はこのような立場から、今回出されている議案に対して反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第2号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第2号、柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号、柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、町長、副町長、教育長に関する給与について、平成22年8月の国の人事院勧告、11月12日に開催された柴田町特別職給料等審議会の答申を踏まえ、給料の減額及び期末手当の年間支給月数の引き下げについて改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、補足説明をいたします。

議案書の11ページになります。議案第2号、柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付の町長名でございます。

大きい第1条と第2条の改正は、町長、副町長に関する改正というふうにご理解願いたいと思います。次ページの第3条、第4条につきましては、教育長に係る改正というふうにご理解願いたいというふうに思います。そういった形でご説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、第1条関係の第4条その他の給与、期末手当でございますが、職員同様に6月は既に支給してございますので、ここでは改正はいたしません。12月に支給する場合において、100分の165、1.65月分というふうにあるのを100分の150とし、1.5月分になります。年間支給割合を3.10月分から2.95月分とするものでございます。職員同様に0.15月分の減額というふうになります。

また、別表第1（第2条関係）の給料月額にあつては、人事院勧告の指定職俸給表に準ずることになるというふうになりますので、指定職につきましては国でいえば事務次官とか審議官とか、そちらの減額が0.2%削減というふうに合わせて、町長、副町長につきましても0.2%の削減で100円未満は切り上げというふうに行いましたので、町長、副町長同額の2,000円減額で、町長は90万9,000円、副町長は70万4,000円となります。

第2条関係の第4条、12ページになりますが、先ほど第1条関係で年間の支給割合を3.10月分から2.95月分といたしました。これを6月を従来の100分の145、いわゆる1.45月分から100分の140、1.4月分といたしまして、12月を100分の150、1.5月分から100分の155、1.55月分として支給するものでございます。

次に、教育長であります。第3条、第4条関係であります。第3条関係の第2条給料であります。町長、副町長と同様に0.2%削減で、2,000円の減というふうにしてございます。59万6,000円となります。3条の諸手当、期末手当であります。これにつきましても6月は支給しておりますので、ここでの改正は行いません。12月に支給する場合において、100分の165、1.65月分とあるのを100分150、1.5月分といたしまして、年間支給割合を町長、副町長と同様に3.10月分から2.95月分とします。0.15月分減額ということでございます。

第4条関係の第3条諸手当では、これは平成23年度における支給割合、6月を従来の100分の145から100分の140、12月を100分の150から100分の155と支給するものでございます。

附則、この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成23年4月1日から施行するというものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

**日程第6 議発第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議発第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君の登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕であります。

ただいま議題となりました、議発第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年8月に人事院の勧告に示した公務員の給与改定に照らして、本町議員もみずから減額する必要があるとの判断から、議員報酬について議長、副議長及び議員の月額報酬をいずれも1,000円ずつ減額するものです。また、同様の理由により、期末手当についても期末手当に乗じる月数を0.15月数分減額し、年2.95月とするものです。このことにより、乗じる月数について本年12月は100分の150とし、来年度以降、6月に支給する期末手当を100分の140、12月に支給する期末手当を100分の155とします。

なお、今回の改正は報酬関係が本年12月からの適用とし、期末手当関係については第1条関係が同じく12月から、第2条関係が平成23年4月からの適用とします。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年柴田町議会第4回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年11月29日

議長

署名議員 番

署名議員 番